令和4年度事業報告

○ 主な事業内容

１ 診療報酬等審査支払事業

（１）診療（調剤）報酬審査業務

① 診療報酬審査委員会の運営

令和3年3月31日に厚生労働省・支払基金・国保中央会の3者連名で策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査基準の統一に向け審査委員会、国保中央会、全国の国保連合会と連携し取組を進めている。

また、コンピュータチェックの精緻化、審査業務の高度化・効率化を図り、医療費の適正化を推進した。

○ 「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」の取組みとして、コンピュータチェックの全国統一は令和4年10月に完了した。審査基準の全国統一は令和6年度中の完了に向けて取り組んでいる。

○ 審査委員会、運営委員会、専門部会（7万点以上）、再審査部会を毎月開催し、審査方針の決定や審査の充実に努めた。

○ 審査委員の基幹会議である、全国国保審査委員会会長連絡協議会、地区別審査委員会会長会議、全国常務処理審査委員連絡会議等へ参加し審査精度の向上、拡充につなげた。

② レセプトの事務点検・事務共助

効率的な事務共助、審査委員会での審査を行うためコンピュータチェックの充実を図り、入院・高点数レセプトの審査事務共助の強化に取り組んだ。

○ コンピュータチェックの充実

ICTを活用したコンピュータチェックの精緻化や拡充に取り組み、査定に結びつかない項目の精査等を行い、効率的な事務共助を実施した。

○ 入院・高点数レセプトの審査事務共助の強化

医学的知識がより必要な入院・高点数レセプトに特化した職員研修の実施、審査委員会等で得た情報共有の徹底等、審査事務共助の質の向上を図った。また、再審査結果の一次審査へのフィードバックにより事務共助の強化に取り組んだ。

（２）療養費審査業務

① 柔道整復施術療養費の審査委員会の審査の充実と適正化

データ分析（多部位、頻回等）を充実させ、各施術所の特徴を把握しながら柔道整復施術療養費の適正化に努めた。また、県や九州厚生局との連携、情報提供等を行った。

② 療養費の審査業務

審査委員会の拡充に係るあはき専門家の審査委員招聘については、国からの明確な審査基準が示された段階で取り組むこととしていたが、令和4年度中に示されることはなく、同審査委員を招聘するには至らなかったため、随時改正される療養費の支給基準を把握しながら、適正な事務点検を行った。

また、療養費支払システムについては、国保中央会の開発待ちの状態でシステム化されていないため、審査依頼があった申請書情報を本会でデータ化することで、保険者における療養費支給管理業務の負担軽減に努めた。

２ 保険者支援事業

（１） 保健事業に対する支援

① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

○ 保健事業支援・評価委員会による支援

年間6回の保健事業支援・評価委員会を開催し、14保険者の保健事業支援を行った。

○ 研修会及びセミナーの開催

・データヘルスの推進に係る研修会

保険者のPDCAに基づく保健事業実施の推進を目的に年3回長崎県と共同で開催した。

・糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー

国保中央会作成の研修プログラムに基づき、長崎県と共同で年1回開催した。

・高齢者の保健事業セミナー

後期高齢者医療広域連合や県（国保・介護）と連携のもとセミナーを年1回開催した。

② 国保データベース（KDB）システム等データ活用の推進

○ KDBシステムの活用

・KDBシステムの活用方法について各種研修会で説明を行い、保険者のデータヘルス計画等に基づく保健事業実施に向け、効果的な支援を行った。

・コロナ禍で休止していた保険者訪問支援を再開し、保険者担当者のシステム活用力について底上げを図った。

○ 保健事業支援システムの活用

・KDB突合データを活用し、KDBシステムでは抽出が困難な事業対象者の抽出（治療中断者等）が可能となる保健事業を支援するシステムを提供した。

・令和4年度は、令和5年度システム更改に向け、保険者の意見を踏まえた新システムの構築、活用研修を行った。

③ 特定健診受診率向上に向けた支援

○ 特定健診等データ管理関連業務

特定健診等データ管理システムによる特定健診・特定保健指導等の費用決済及びデータ管理を行うほか、後期高齢者医療広域連合が特定健診に準じて実施する健康診査についても同様のデータ管理を行った。

○ 特定健康診査情報提供事業

医療機関に対して本事業の周知及び協力依頼を行い、医療機関からの情報提供件数の増加による受診率向上を図った。

また、引き続き保険者に対する治療中未受診者リストや被保険者向け勧奨チラシデータの提供など、保険者の健診未受診者対策を支援した。

（２）国保保険者標準事務処理システムの運用支援

① 国保事業費納付金等算定標準システム

令和4年度も長崎県より委託を受け、「国保事業費納付金」および「標準保険料率」等の算定に関する支援を行った。

また、前年度算定結果と実績との誤差等を把握し、より正確な納付金および標準保険料率の算定を行った。

② 国保情報集約システム

国保情報集約システムを活用し、県単位で一元的に管理が必要な資格取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理することにより、県内市町間における情報連携等を支援した。

また、令和3年10月本稼働のオンライン資格確認に係る加入者情報を医療保険者等向け中間サーバーへ連携し、円滑な運用に努めた。

③ 市町村事務処理標準システム

市町村が行う資格管理、賦課、徴収・出納、給付業務を支援するための標準的な事務処理システム。効率化、コスト削減、標準化を目的として、国（厚生労働省）と国保中央会が主体となり利用推進を展開している。

本県では、令和4年2月16日の資格給付部会にて、長崎県のクラウド共同利用を実施しない意向が示され、本会がクラウド運営主体になる可能性がなくなったため、今後は各市町単位で導入検討していただくこととなった。

（３）保険者共同電算処理事業

以下の共同処理について、円滑な業務実施に努めた。

① 国保共同電算処理業務

② （特別）高額医療費共同事業支援業務

③ 医療費・介護給付費通知書作成業務

④ 予防接種広域化事業

⑤ 後発医薬品使用促進通知書作成業務
⑥ 結核・精神抽出データ作成業務
⑦ 福祉医療費助成事業審査支払業務
⑧ 出産育児一時金等支払業務
⑨ 退職者医療共同事業
⑩ 被保険者証の一括発行
⑪ 共同処理にかかる外字管理
⑫ 高額療養費算定業務
⑬ 高額療養費勧奨通知作成業務
⑭ 高額療養費外来年間合算算定業務
⑮ 高額医療・高額介護合算療養費算定業務
⑯ 風しん抗体検査・予防接種支払業務
⑰ 新型コロナウイルスワクチン接種支払業務

（４） 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

「交通事故」「船舶事故」等にかかる事故状況に基づいた損害保険会社への請求や加害者への直接請求に加え、令和4年4月より、「ペットによる噛みつき」「食中毒」「闘争」等の傷害事故を対象とし、受託範囲の拡大を図った。

また、保険者の第三者行為求償事務担当者等に対し、事務処理方法や専門的知識の向上を図るため、県と共催による研修会を開催した。

（５） レセプト二次点検共同事業

① 費用対効果向上の取り組み

・二次点検支援システムの活用

点検項目の機械的チェックにより、効率的な疑義レセプトの抽出と点検レベル水準の確保に努めた。また、点検項目の追加や抽出精度の向上によって更なる査定効果の向上を図った。

・レセプト点検専門員の育成

専門的知識や経験による質の高い目視点検ができる点検専門員を育成するため、査定事例等を活用した内部研修を行い、専門的知識の向上を図った。

（６） その他の各種事業

① 広報共同事業

国保事業の普及・啓発を目的とし、マスメディア及びインターネット等を活用した広報事業を行った。

また、国保被保険者数の減少などによる事業規模が縮小するなかで、県の広報事業が開始されたことから、県の広報事業との整合を図りながら効果的・効率的な事業展開に努めた。

② 健康づくり支援

国保被保険者の健康づくりを推進するため、市町が行う健康まつり等に対して、健康器具の貸出しを行った。また、健康づくりを目的として市町が行うスポーツ大会に対して、入賞者向けのカップ及びメダルをスポーツ奨励賞として交付した。

③ 統計資料の作成・提供

・医療費速報データ：毎月提供
・疾病分類統計資料：保険者および関係団体へ配布（令和４年１０月）
・目で見る長崎県の国保：ホームページに電子版を掲載（令和５年３月）

④ 在宅保健事業みつば会の活動

健康劇、紙芝居や講話等により、市町の保健事業への支援を行った。また、会員の資質向上を図るため、研修会を開催した。

⑤ 長崎県市町村保健師会への支援

市町村保健師研修会を本会との共同開催で支援するとともに、役員会等へ出席し、市町村保健師と連携を図るとともに、ニーズの把握を行った。

⑥ 長崎県国民健康保険診療施設協議会（国診協）の運営

協議会会員施設と全国国診協との連絡調整を担い、県内においては、長崎県国保地域医療学会を令和４年１１月５日（土）に開催した。

⑦ 研修会等の開催

・長崎県国保運営協議会会長連絡協議会
　⇒令和5年2月17日（金） 参集形式で開催（ホテルニュー長崎）
・保険料(税)収納率向上対策研修会（県と共催）
　⇒令和4年12月14日(水) 参集およびオンラインで開催（長崎県庁会議室）
・介護給付適正化システム等活用研修会（県と共催）
　⇒令和4年6月28日（火）オンラインで開催（長崎県庁会議室）
・初任者向け国保総合システム説明会
　⇒令和4年5月26日（木）オンライン開催
・国保担当者実務研修会
　⇒令和4年6月8日（水）オンライン開催

３ 介護保険関係事業

① 介護給付費等の審査支払事務

介護給付費等の審査支払事務については、県及び市町等との受給者情報、事業所情報等の授受など、連携を密にして迅速かつ適正に行うとともに、介護事業者に対し電子媒体等からインターネット請求への移行促進を図りながら事務の効率化に努めた。

② 介護予防・日常生活支援総合事業審査支払業務

保険者が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払業務について、保険者ごとに異なるサービス内容等各種情報に基づき、円滑に業務処理を行った。

③ 介護給付適正化事業への支援

「第5期介護給付適正化計画」の実施目標に基づき、県と連携し、保険者が介護給付適正化に取り組むための支援を行った。

ア. 縦覧点検及び医療情報との突合点検

イ. 本会が保有する給付実績情報を活用した適正化情報の提供

ウ. 保険者個別訪問による適正化システムの活用研修の実施（県と共同）

⇒9/12 長崎市、 9/22 時津町、 10/13 小値賀町、 11/7 松浦市、
11/10 対馬市、 1/23 壱岐市、 1/26 五島市

④ 介護保険事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理のうち、各保険者に共通する次の事務の一元的処理により、保険者事務の効率化を図った。

［一般業務］

・償還払給付額管理処理
・高額介護サービス費の支給額計算処理
・高額医療・高額介護合算サービス費算定処理

［特別業務］

・主治医意見書料支払処理
・原案作成委託料支払処理
・介護給付費通知作成処理

⑤ 介護サービス苦情処理業務

介護サービス利用者等から本会の苦情相談窓口に寄せられる苦情相談・申立てについて、本会に設置している苦情処理委員会による審議結果をもとに、県・市町等関係機関と連携し、当該事業所への指導・助言を行い、介護サービスの質の向上に努めるとともに、利用者等の不安解消を図った。

⑥ 保険料の年金からの特別徴収に係る経由機関業務

保険料の年金からの特別徴収に係る経由機関業務について、特別徴収経由機関システムにより市町と年金保険者との特別徴収に必要な情報交換に係る事務処理を行なうとともに、この仕組みを利用して、介護保険の補足給付に係る非課税年金情報及び年金生活者支援給付金の支給に係る所得情報の経由業務を行った。

４ 障害者総合支援法等関係事業

① 障害介護給付費等の審査支払事務

障害介護給付費等の審査支払事務について、県・市町及び国保中央会と連携し、審査支払事務を適切かつ円滑に実施した。

・障害介護給付費の審査支払
・障害児給付費の審査支払

② 障害者総合支援事務共同処理業務

本会に蓄積された給付実績及び市町からの受給者情報等を元に一括処理を行い、市町の事務の負担軽減及び効率化を図った。

・地域生活支援事業に係る審査支払処理
・高額障害福祉サービス等給付費計算処理
・高額障害児給付費計算処理
・その他の共同処理